

(令和4年度第5回)  
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：令和4年8月5日（金）

午前10時から

場 所：市役所301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて
- (2) その他

3 閉 会

議 題(1) 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 審議内容

中間答申案について

参考資料

- ・ 資料 1 諮問事項に係る検討結果等
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）【第五十一条改正後】
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

<参考>

**武蔵村山市個人情報保護条例**

第22条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、武蔵村山市個人情報保護審議会を置く。

2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) この条例によりその権限に属する事項

(2) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、審議会に諮ることが適当と認められる事項

3 審議会は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について実施機関に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

(1) 学識経験者 5人

(2) 市民 5人

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

<参考> 条例制定までのスケジュールについて

回数	開催時期	審議内容
第1回	令和4年5月上旬から中旬	市長からの諮問、審議会の審議内容報告
第2回	6月上旬から中旬	条例の規定項目の整理
第3回	7月上旬から中旬	条例の規定項目の整理
第4回	8月上旬から中旬	中間答申案の確認
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>中間答申を基に、市は条例案（骨子）を策定する。 その後、9月上旬から1か月程度の期間、パブリックコメントを実施し、市民からの意見募集を行う。</p> </div>		
第5回	10月中旬から下旬	(1) 議会の個人情報の保護に関する事項を審議会の諮問事項とすることについての説明 (2) パブリックコメントの結果報告（ただし、意見の量が多い又は内容が複雑で、当該会議での報告が間に合わない場合は、次回に行う。）
第6回	11月上旬から中旬	最終答申の確認



令和4年第4回市議会定例会に条例案を提案



個人情報保護委員会に条例制定の届出

※ 個人情報保護委員会には、条例制定前に相談することが可能であるため、議会に提案する前に、条例の内容について事前相談を行う予定である。

議 題(2) その他